第明三治十種五郵年便三物月三認十可一日

別表1

供給者	税率
TK Corporation	四十一・八％
Sungkwang Bend Co., Ltd.	六十九・二％
SBC Bend Co., Ltd.	六十九・二％
HWAJIN PF Co., Ltd.	六十九・二％
YOUNG IND. Co., Ltd.	六十九・二％
Pipe Bank Co., Ltd	六十九・二％
HASUNG Co., Ltd.	六十九・二％
KYEONG NAM BEND Co., Ltd.	六十九・二％
PILS Co., Ltd	六十九・二％
DG BEND	六十九・二％
SUNGJIN BEND	六十九・二％
NAMSUNG SANUP	六十九・二％
WONNAM BEND	六十九・二％
GUKYONG SANUP	六十九・二％
YOUNGSHIN BEND	六十九・二％
ILSUNG BEND	六十九・二％
JONGHWA BEND	六十九・二％
KUM KANG INDUSTRIAL Co., Ltd.	六十九・二％
SHK Co., Ltd.	六十九・二％
その他の者	六十九・二％

別表2

供給者	税率
営口遼河機械管件有限公司（Yingkou Liaohe Machinery & Pipe fittings Co., Ltd.）	五十七・三％
営口市北方管件有限公司（Yingkou North Pipe Fittings Co., Ltd.）	五十七・三％
営口宝唯管件有限公司（BNV Piping Products Co., Ltd.）	五十七・三％
河北圣天管件集団有限公司（Hebei Shengtian Pipe-Fitting Group Co., Ltd.）	五十七・三％
河北渤海管道設備集団有限公司（Hebei Bohai Pipe Fitting Group Co., Ltd.）	五十七・三％
APCO PIPE FITTINGS Co., Ltd	五十七・三％
江阴中南重工股份有限公司（Jiangyin ZhongNan Heavy Industry Holdings Co., Ltd）	五十七・三％
その他の者	五十七・三％

○財務省告示第八十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第百三条の規定を実施するため、輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件（昭和六十二年六月大蔵省告示第九十四号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日以後統計に計上される貨物について適用する。

平成三十年三月三十日

財務大臣　麻生　太郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
輸出統計品目表 ［略］	輸出統計品目表 ［同左］
［略］	［同左］
輸入統計品目表 ［略］	輸入統計品目表 ［同左］
統計番号 / 品名 / 単位（Ⅰ / Ⅱ）	統計番号 / 品名 / 単位（Ⅰ / Ⅱ）
［略］	［同左］